

奈良市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 27 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

土木管理課

監査結果公表日 令和 4 年 3 月 30 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 8 年 2 月 20 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>道路占用料等における使用許可手続において、調定処理が遅延していた。また、道路占用料等の納期限が通知書発行日の翌月末になっていた。なお、当該納期限を定めた旨の市長決裁を確認しようとしたところ、監査期間内に提示はなかった。</p> <p>道路占用料等の使用許可手続については、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、速やかに調定処理を行うとともに、納期限については、同条第 2 項及び奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、市長決裁を得た上で期日を定めるか、あるいは、納入の通知をする日から 20 日以内の日付に設定されたい。</p>	<p>道路占用料の納期限に係る規定を定めた奈良市道路占用料に関する条例施行規則（令和 6 年奈良市規則第 61 号）を新たに制定し、令和 7 年 4 月 1 日付けで施行しました。</p> <p>令和 7 年度許可分から同規則第 3 条の規定に基づき、納入の通知をする日から 20 日以内の納期限を定めて行うよう手続を改めました。</p> <p>また、使用許可に係る調定について、速やかに処理するよう手続を改めました。</p>

監査結果公表日 令和 5 年 6 月 30 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 8 年 2 月 20 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>道路占用料に係る納付書について、納期限が納付書発行の翌月末となっており、中には納期限の記載がないものもあった。</p> <p>納入義務者への通知は、奈良市会計規則（昭</p>	<p>道路占用料の納期限に係る規定を定めた奈良市道路占用料に関する条例施行規則（令和 6 年奈良市規則第 61 号）を新たに制定し、令和 7 年 4 月 1 日付けで施行しました。</p>

和 40 年奈良市規則第 1 号) 第 11 条第 2 項の規定に基づき納入の通知をする日から 20 日以内の納期限を定めて行われたい。

令和 7 年度許可分から同規則第 3 条の規定に基づき、納入義務者への通知は、納入の通知をする日から 20 日以内の納期限を定めて行うよう手続を改めました。